

令和 7 年
大 東 市 議 会
開 会 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

大東市市税条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 8 1 条の 8 （略） （種別割の税率）
第 8 2 条 （略）
（1） （略）
ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u> ） 年額 2, 0 0 0 円
イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円
ウ <u>2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの</u> 年額 2, 0 0 0 円
エ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円
オ （略）
（2） ～ （3） （略）
第 8 3 条 ～ 第 8 8 条 （略） （種別割の減免）
第 8 9 条 （略）
2 （略）
（1） ～ （4） （略）
（5） 原動機の総排気量又は定格出力（ <u>第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u> ）
（6） ～ （8） （略）
3 （略）

主要改正点

- ・軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分を見直したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 8 1 条の 8 （略） （種別割の税率）
第 8 2 条 （略）
（1） （略）
ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円
イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円
ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円
<u>エ</u> （略）
（2） ～ （3） （略）
第 8 3 条 ～ 第 8 8 条 （略） （種別割の減免）
第 8 9 条 （略）
2 （略）
（1） ～ （4） （略）
（5） 原動機の総排気量又は定格出力
（6） ～ （8） （略）
3 （略）

新

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

旧

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

新
<u>4</u> （略） <u>5</u> （略） 第91条 ～ 第145条 （略） 附 則 第1条 ～ 第7条の6 （略） （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第7条の7 （略） 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「<u>附則第7条の7第1項各号</u>に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 3 ～ 5 （略） 第7条の8 ～ 第10条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 ～ 22 （略） 23 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。 27 ～ 28 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

旧
<u>3</u> （略） <u>4</u> （略） 第91条 ～ 第145条 （略） 附 則 第1条 ～ 第7条の6 （略） （令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第7条の7 （略） 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「<u>附則7条の7第1項各号</u>に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 3 ～ 5 （略） 第7条の8 ～ 第10条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 ～ 22 （略） 23 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。 27 ～ 28 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

新

告)

第10条の3 (略)

2 ～ 13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

第11条 ～ 第12条 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による改正後の法附則第18条の3の規定は適用しない。

第12条の3 ～ 第20条の2 (略)

(法附則第15条第36項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の3 法附則第15条第36項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第37項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の4 法附則第15条第37項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第41項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の5 法附則第15条第41項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。

旧

告)

第 10 条の 3 (略)

2 ～ 13 (略)

14 (略)

15 (略)

第 11 条 ～ 第 12 条 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置)

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 4 号) による改正後の法附則第 18 条の 3 の規定は適用しない。

第 12 条の 3 ～ 第 20 条の 2 (略)

(法附則第 15 条第 37 項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第 20 条の 3 法附則第 15 条第 37 項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

(法附則第 15 条第 38 項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第 20 条の 4 法附則第 15 条第 38 項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(法附則第 15 条第 42 項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第 20 条の 5 法附則第 15 条第 42 項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

新
第 2 0 条の 6 ～ 第 2 6 条 （略） （読替規定） 第 2 7 条 （略） 第 2 8 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 4 1 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置） 第 2 9 条 <u>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）</u>による改正後の法附則第 2 5 条の 3 の規定は適用しない。

旧
第 2 0 条の 6 ～ 第 2 6 条 （略） （読替規定） 第 2 7 条 （略） 第 2 8 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 4 1 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置） 第 2 9 条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）</u>による改正後の法附則第 2 5 条の 3 の規定は適用しない。

印刷物番号

7 - 1 0
